



栗東市議会議長 小竹 庸介 様  
陳情書第 7 号  
郵送

## 「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に 個人番号(マイナンバー)記載の中止を求める陳情書

### 【陳情趣旨】

平成29年度より、事業者へ送付される住民税特別徴収税額の通知書（以下、通知書）に、従業員の個人番号を記載することとされましたが、「平成30年度税制改正大綱」には、「書面により通知書を送付する場合には、当面、個人番号の記載を行わないこととする」とされました。しかし、電子情報処理組織（eLTAX）や光ディスク等による提供の場合には引き続き個人番号が記載され、また、書面での取り扱いについても「当面」とされており、個人番号欄を含む様式は変更されないことから、中止は限定的なものといわざるをえません。

通知書への個人番号記載は、そもそも、給与から住民税を天引きして納付する手続（特別徴収）において不要である上、以下のような重大な問題があります。通知書への個人番号の完全不記載を求めます。

### 【陳情の理由等】

#### ①「個人情報の自己コントロール権」などを侵害し、憲法に違反する問題

上記通達に従えば、「通知書」には従業員から事業主に提供されなかった個人番号まで記載して送付することになります。しかし、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）には、個人に対して個人番号の提供を強制する規定はありません。個人が自らの特定個人情報を誰にどのように提供するか、あるいは提供しないかは自由であり、これに反して他者が特定個人情報をみだりに第三者に提供することは、「個人情報の自己コントロール権」はじめプライバシー権（憲法第13条）を著しく侵害するものです。

#### ②特別徴収義務者（事業者）に重い負担を負わせ経営を圧迫する問題

番号法は事業者に対して、「施策に協力するよう努める」（法第6条）こととし、「個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」（法第12条）としています。万一、情報漏えい等を行った場合は「4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第67条）などと定め、法人に対しても罰金刑を科すとしています。しかし、一事業者が日々増大する情報漏えいリスクに万全な対策を行えるものではありません。私たち診療所をはじめ中小事業者などにとって安全管理措置を講じるには事務・費用負担も大きく医業経営を圧迫することになります。そもそも、事業者が講じるべき対応について、未だその内容が広く周知されているとは言えません。安全管理措置を講じることが能力的に適わない事業者に対し、一律に個人番号の記載された通知を送付することは、事業者にとって過重な負担を強いる上に、情報漏えいの危険性を高めることとなります。

### ③自治体の情報漏えいのリスクが高まり、コストも増える問題

通知書に個人番号が記載されると、従来の個人番号の漏えいよりも更に深刻な事態となり、市民からの損害賠償請求など自治体が負うリスクが高まります。平成29年度の「通知書」に個人番号が記載された結果、報道により判明しているだけでも97自治体で600人の個人番号漏えいが発生しています。原因はデータ処理における入力等の人的なミスがほとんどであり、このリスクをゼロにすることは不可能です。また、誤配達防止のため特定記録などの郵送方法とすれば、多大な経費増となります。

日本弁護士連合会は、「特別徴収義務者宛の通知書から個人番号記載欄を除去すること等を求める意見書」を発表し、「通知書」から個人番号欄を除去し、除去されるまでの間、自治体は不記載とすべきと指摘しています。

書面での通知書については「当面」不記載となりますが、本来的には実務上不要である上に、上記のように問題が多い個人番号の取り扱いについては、書面か電子媒体かを問わず一切使用せず、様式から個人番号欄を削除すべきです。

地方税の課税権は各地方自治体にあります（地方税法2条）。納税通知等は、あくまで総務省令で定める様式に「準じて」作成するものであり（同法43条）、総務省が通達で示した様式どおりに作成し記載するかは各地方自治体の権限によります。

上記を踏まえ、貴市町におかれましては、住民や事業者の立場で、安全・安心を最優先に考慮のうえ、①電子的な提供も含め通知書に個人番号の記載をしないこと、②地方自治法第99条の規定にもとづき個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年総務省令第91号）の第三号様式変更の撤回などを求める意見書を国に対して提出くださいますよう陳情いたします。

#### 【陳情項目】

1. 住民税の特別徴収税額の通知・提供にあたり、書面・電子媒体等を問わず、事業主に提供する情報に従業員の個人番号を含めないでください。
2. 地方自治法第99条の規定にもとづき、個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年総務省令第91号）第一条の第三号様式変更の撤回などを求める旨の意見書を国に対して提出ください。

平成30年2月28日

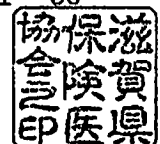
#### 【陳情代表者】

【住所】 滋賀県大津市浜大津2-1-36

【団体名】 滋賀県保険医協会

【代表者氏名】 理事長 太田 志朗

【連絡先】 077-522-1152



「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」  
（第三号様式）から個人番号欄を削除することを求める意見書

地方自治法第 99 条の規程にもとづき、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年総務省令第 91 号）第一条の第三号様式に個人番号の記載欄が追加された。これにより、平成 29 年度には同様式により従業員の個人番号を記載して、事業者に「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（以下、通知書）が送付された。

通知書への個人番号の記載は情報漏えいのリスクが高く、対応には事務負担や経費負担の多大な増加が必要となる。

今般閣議決定された平成 28 年度税制改正大綱では、通知書への個人番号記載について、書面による場合には「当面」不記載とすることとし、平成 29 年 12 月 26 日には総務省令第 83 号により、地方税法施行規則が一部改正された。しかし、通知書の様式そのものは変更されず、個人番号記載欄はそのまま残されている。

政府においては、自治体における円滑な事務の遂行と、個人番号に係る情報漏えい防止のため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1、個人番号の記載欄を追加した「決定・変更通知書」（第三号様式）の様式について個人番号欄を削除するための法令等上の必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成●年●月●日

○▲○▲議会

（提出先）総務大臣

（提出者）○▲○党、○▲○党